旧みなみ児童館跡地利用について

(財産処分の手法の見直しについて)

1 旧みなみ児童館跡地売払い事業のこれまでの経過

- ・令和2年4月13日 宅地建物取引業の資格を有する町内4業者へ入札指名通知 (令和2年5月12日 入札執行予定)
- ・令和2年5月11日 全者辞退につき入札中止を決定(辞退届受理:5月8日~11日)
- ・令和2年5月18日 契約審査会において入札中止の決定及び今後の対応協議

⇒指名業者を変えずに、処分価格の根拠を詳細精査し、改めて入札を執行する

2 処分価格積算手法について

- ・当 初:過去の売買実例から、固定資産仮評価額を参考に積算
- ・見直後:近傍取引実例及びインフラ整備費用等の要素、条件を加味して最終販売価格を 仮定し処分価格を積算

⇒当初、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の 規定に該当するものであったが、処分価格積算手法見直しに伴い非該当となった

3 今後のスケジュール

•令和2年8月25日 入札執行

・令和2年8月28日 落札者と売買契約締結

・令和2年9月25日まで 売買代金の納付(契約締結後30日以内)

・令和2年10月上旬まで 土地の引渡し

・十地の引渡し以降 十地購入者による宅地造成工事の施工

並行して町発注による街灯の撤去及び設置工事の施工

•令和3年度 宅地分譲開始